議案第59号

令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和4年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところ による。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和5年2月13日提出 川崎市長福田紀彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事業	名	金額
				千円
1 港湾整備	1 運 営 費	港湾計画	事 業	15, 891
事業費	2 整 備 費	上 屋 倉 庫	事 業	5, 654
		東扇島コンラ	ナ事業	977, 846
合	計			999, 391